平成２９年（フ）第１３号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免78番地２　椿ハイツ101、前住所長崎県北松浦郡佐々町野寄免490番地５　エステートハイツサザ201
債務者　松山ユウ子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
横浜市鶴見区駒岡５丁目３番12―504号
債務者　櫨山　修二
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１３号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地17棟408号
債務者　峰晴　陸行
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３９号
横浜市青葉区新石川１丁目23番地11　コーポサテライト108号
債務者　山本　昭博
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４６号
横浜市金沢区能見台通33番14号
債務者　山田眞由美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４９号
横浜市西区平沼１丁目34番10号　ゲストハウス横浜１　206号
債務者　渡部　康弘
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２０号
東京都武蔵野市境１丁目８番15―201号高嶺グリーンコーポラス
債務者　松本　恭子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
愛知県豊橋市植田町字西山田14番地１（１―503)、従前の住所愛知県豊橋市佐藤５丁目29番地の13（102）
債務者　伊藤　　勇
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８５９号
千葉県船橋市大穴北４丁目20番13号
破産者　石原　信子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８６０号
千葉県船橋市大穴北４丁目20番13号
破産者　亡石原とみ相続財産
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７２号
千葉県市川市八幡２丁目13番13―201号（トップアイランドⅠ）
破産者　瀬戸　正二
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４号
千葉県君津市中野880番地６
破産者　山下　節子
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第８３０号
さいたま市見沼区堀崎町915番地
破産者　株式会社ハートフルホーム
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
大阪府和泉市唐国町３丁目17番33号
破産者　有限会社上代組
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７４号
大阪府阪南市自然田1915番地の39
破産者　有限会社和田市
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９７８号
札幌市白石区本通５丁目南４番12号ＪＨＴビル本通Ⅱ
破産者　株式会社古今システムズ
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市東新城１丁目６番地の９
破産者　有限会社ティーアンドティージャパン
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第１号
千葉県富里市七栄411番地１
破産者　有限会社千都ハウジング
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１３号
岐阜市鶴舞町１丁目19番地９
破産者　株式会社ＩＳＰ岐阜
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所